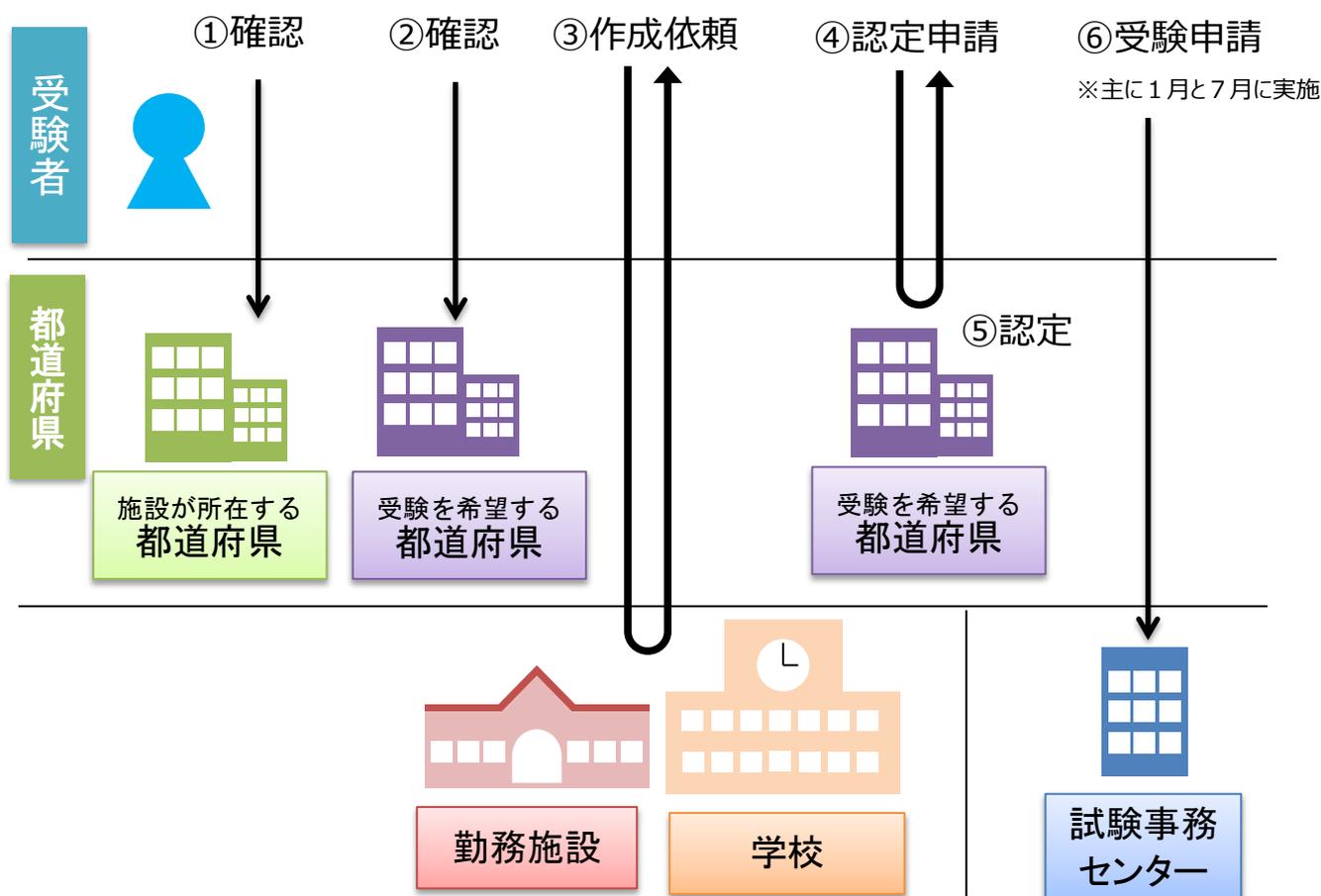


# 受験資格認定 (知事認定) の申請方法

受験資格認定基準に該当する方は以下にしたがって受験資格認定 (知事認定) の申請をしてください。

- ① 施設 (学校) が受験資格認定基準に該当していることを施設 (学校) が所在する都道府県<sup>※1</sup>へ確認する。
- ② 受験を希望する都道府県へ受験資格認定手続きの希望を申し出て申請手順 (必要様式等) を確認する。  
(施設が所在する都道府県と受験を希望する都道府県が同じ場合は①②を併せて確認。)
- ③ 施設 (学校) へ必要書類 (勤務証明書、卒業証明書等) の作成を依頼し、各証明書を受領する。
- ④ 受験資格認定申請書と必要書類 (P 4 参照) 等を受験を希望する都道府県に提出する。
- ⑤ 都道府県は、受験資格認定の審査を行い、認めることができれば「受験資格認定証」を受験希望者に交付する。
- ⑥ 受験申請をする際は都道府県から送付された「受験資格認定証のコピー」を添付し、保育士試験事務センターに申請期間内 (主に1月と7月) に受験申請を行う。  
なお、受験申請の手引きは保育士試験事務センターに請求する。



※1 勤務施設が所在する政令指定都市、中核市に確認していただく場合があります。都道府県の案内にしたがってください。

# 受験資格認定対象の施設

## 勤務施設等

施設が受験資格認定基準に該当するかどうかは施設が所在する都道府県へお問合せください。

- 認可外保育施設（認証保育園、認定保育園 等を含む） ●幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む）
- 小規模保育事業（小規模認可保育所 等）
- 幼稚園型認定こども園 ●地方裁量型認定こども園（保育所型・幼保連携型認定こども園を除く）
- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ、放課後児童クラブ、学童保育 等）
- 家庭的保育事業（保育ママ 等） ●居宅訪問型保育事業 ●事業所内保育事業
- 一時預かり事業 ●へき地保育（特例保育）
- 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
- 障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く） ●一時保護施設 等
- その他（放課後等デイサービス、児童デイサービス、児童相談所、院内保育、企業主導型保育事業 等）

詳細は P10「保育士試験受験資格認定基準」を参照してください。

## 学校等

施設（学校）	留意事項
朝鮮高級学校	平成 3 年 3 月以前卒業または平成 3 年 4 月以降の卒業で勤務経験（2 年以上 2,880 時間以上）有の場合が対象。
学校教育法によらない学校	農業大学校・職業能力開発短期大学校・防衛大学校 水産大学校 等 <sup>※1</sup>
職業訓練校 (技術専門学校、高等技術専門学校等)	入学資格が高等学校卒業で 2 年以上の課程であれば対象。

注意：卒業見込での受験資格認定申請はできません。

※1 「〇〇大学校」であっても専修学校化されている場合、

「学校教育法に基づく専修学校」であり「修業年限 2 年以上の専門課程」であれば受験資格認定申請は不要です。条件に該当するかは学校にお問い合わせください。

ただし、専修学校化される以前の卒業者は受験資格認定申請が必要です。

# 必要な勤務条件

## 勤務期間と総勤務時間

### 高等学校を卒業された方

対象施設において

勤務期間 2 年以上かつ総勤務時間 2, 8 8 0 時間以上

児童等の保護又は援護に従事

### 高等学校を卒業していない方

対象施設において

勤務期間 5 年以上かつ総勤務時間 7, 2 0 0 時間以上

児童等の保護又は援護に従事

### 勤務期間、総勤務時間の合算について

- 勤務期間と総勤務時間数は複数施設による合算が可能です。  
例① A園とB園の勤務経験を合算して2年以上かつ2,880時間以上となります。
- 同時期に複数施設で勤務している場合は重複期間の合算はできません。(総勤務時間の合算は可能です。)  
例② C園とD園で一部同期間に勤務している場合。  
勤務期間はC園勤務開始～D園勤務終了まで(2年未満)、総勤務時間は2,880時間となります。

例①		例②	
平成26年度 平成26年4月～平成27年3月	平成27年度 平成27年4月～平成28年3月	平成26年度 平成26年4月～平成27年3月	平成27年度 平成27年4月～平成28年3月
<p>〈例①〉A園+B園合算=2年間、2,880時間</p>		<p>〈例②〉C園+D園合算=2年未満、2,880時間</p>	

# 受験資格認定申請の主な必要書類

## ① 全員必要になる書類等

- 受験資格認定申請書  
返信用封筒（必要の有無、必要な切手）・手数料（金額、納入方法）等の  
詳細は受験資格認定申請を行う都道府県に確認してください。

## ② 高等学校を卒業された方で 受験資格認定基準に該当する施設にて勤務された方

- ①の書類等
- 高等学校の卒業証明書<sup>※1</sup>
- 勤務証明書<sup>※1</sup>（2年以上かつ2, 880時間以上のもの）

## ③ 高等学校を卒業していない方で 受験資格認定基準に該当する施設にて勤務された方

- ①の書類等
- 勤務証明書<sup>※1</sup>（5年以上かつ7, 200時間以上のもの）

## ④ 受験資格認定基準に該当する学校を卒業した方

- ①の書類等
- 卒業証明書、成績証明書、学則(シラバス) <sup>※1</sup> <sup>※2</sup>

※1 証明書類の氏名が異なる場合は、戸籍抄本等（改姓を証明する書類）が必要です。

※2 学校により内容が異なりますので必ず都道府県へ問合せしてください。

# 注意事項

## 必ず受験資格が認められるものではありません。

受験資格認定は各都道府県知事が行います。認定基準に該当する対象施設であっても必ず認定を受けることができるとは限りません。

申請者の勤務(卒業)時期が対象外の場合や、不適合と認められた場合等により認定されない場合があります。

また以下のような理由により確認事項が証明できない場合は認定申請を行うことができません。

- 廃園(廃校)しており事務を引き継ぐ証明者が存在しない。  
(例:法人の解散、個人立の設置者の消失 等)
- 証明内容をさかのぼることができない。  
(例:10年以上前の勤務記録がないため勤務を証明できない 等)

## 受験資格認定を受けた都道府県でのみ受験できます。

受験申請する都道府県を変更する場合は変更を希望する都道府県にて改めて受験資格認定を受ける必要があります。

なお、合格後は全国で働くことが可能です。(地域限定試験に合格した場合は除く)

## 受験申請には受験資格認定証を提出する必要があります。

受験申請時(主に1月と7月)に受験資格認定証のコピーを提出する必要がありますので、それまでに受験資格認定証の交付を受けてください。

なお、受験資格認定の手続きには時間を要する場合がありますので早めに申請を行ってください。申請に不備・不足がある場合は通常の手続きより時間を要する場合がありますので、申請書類等には不備・不足がないことをよく確認し認定申請を行ってください。

受験申請期限までに受験資格認定証の交付が間に合わない場合、都道府県へ交付される日付を確認したうえで保育士試験事務センターにご連絡ください。

以下の方は受験資格認定申請ができません。

## 受験資格がある方

### 例えば

高等学校を平成 3 年 3 月 31 日までに卒業している方

大学・短期大学を卒業している方

### 児童福祉施設の勤務により受験資格がある方

児童福祉法 7 条に基づく児童福祉施設

- ・ 保育所 ・ 保育所型認定こども園 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 児童厚生施設（児童館）
- ・ 児童養護施設 ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援センター ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター

その他の受験資格がある方

## 勤務期間・総勤務時間を満たしていない方

### 例えば

高等学校卒業した方で  
勤務期間が 2 年以上だが、**総勤務時間は 2, 880 時間未満**

高等学校卒業した方で  
総勤務時間は 2, 880 時間以上だが、**勤務期間が 2 年未満**

高等学校を卒業していない方で  
勤務期間が 5 年以上だが、**総勤務時間が 7, 200 時間未満**

高等学校を卒業していない方で  
総勤務時間は 7, 200 時間以上だが、**勤務期間が 5 年未満**

## Q & A よくある質問

### 受験資格認定基準に該当する施設について

Q. 放課後等デイサービス(児童デイサービス)の勤務がある。受験資格認定の対象になるか

A.   
 ・ P10(11) 障害児通所支援事業に該当する場合は受験資格認定の対象になります。  
 ・ 児童発達支援センター内の放課後等デイサービスで児童福祉法 7 条に基づく児童福祉施設の勤務として認められる場合、受験資格認定は不要です。  
 通常の受験資格として受験申請してください。

Q. 児童相談所の勤務がある、受験資格認定の対象になるか

A. P10 (12) 一時保護施設に該当する場合は受験資格認定の対象になります。

Q. 企業主導型保育事業の勤務がある、受験資格認定の対象になるか

A. P10 (6) 事業所内保育事業または P10 (14) 認可外保育施設等として受験資格認定基準に該当していれば受験資格認定の対象になります。

Q. 施設の概要が勤務中に変わっている、受験資格認定の対象になるか

「変更前」・「変更後」の施設がそれぞれ受験資格認定基準に該当している場合、「変更前」・「変更後」の勤務が受験資格認定申請の対象になります。それぞれの勤務証明書を発行し申請をしてください。

「変更前」または「変更後」の施設が受験資格認定基準に該当していない場合、受験資格認定基準対象外の勤務期間・勤務時間を含めることはできません。

A. 【例 1】

変更前：A 園	変更後 B 園
基準に該当	基準に該当
受験資格認定の対象	

【例 2】

変更前：C 園	変更後：D 園
基準に該当しない	基準に該当
受験資格認定の対象外	受験資格認定の対象

例 1：A 園、B 園それぞれの勤務証明書を発行し申請をしてください。

例 2：C 園の勤務期間・勤務時間を含めることはできません。

Q. 児童福祉施設と受験資格認定基準に該当する施設での勤務がある。

児童福祉施設の勤務のみにて勤務条件\*を満たす方は受験資格認定が不要です。受験資格認定基準に該当する施設での勤務を含めて勤務条件を満たす場合は認定申請が必要です。それぞれの勤務証明書を発行し申請をしてください。

※ 勤務条件：高等学校卒業 + 勤務期間 2 年以上かつ 2,880 時間以上勤務  
 または 勤務期間 5 年以上かつ 7,200 時間以上勤務

## 証明書について

Q. 学校(幼稚園)等が廃校していて証明書の発行が出来ない。

事務を引継ぐ法人等へお問い合わせください。

A. 事務を引継ぐ法人等が不明の場合、学校(幼稚園)が所在した都道府県の担当部署(教育委員会・私学課等)へお問合せください。

Q. 廃園(閉園)し、事務を引き継ぐ法人等がない、または法人等が解散している。

A. 証明者が存在しない場合、勤務の証明が不可となり申請はできません。

Q. 学校が廃校し、事務を引き継ぐ法人等がない、または法人が解散している。

A. 証明者が存在しない場合、勤務の証明が不可となり申請はできません。

## その他

Q. 受験申請地を変更したい

変更を希望する都道府県にて改めて受験資格認定を受けてください。

A. 受験申請の際、認定証のコピーを受験申請書と併せて提出してください。

## 都道府県別 問合せ先一覧

No.	都道府県	部 署	電話番号
1	北海道	保健福祉部 福祉局 地域福祉課	011-231-4111
2	青森県	健康福祉部 こどもみらい課	017-734-9302
3	岩手県	保健福祉部 子ども子育て支援課	019-629-5460
4	宮城県	子育て社会推進室	022-211-2529
5	秋田県	教育庁 幼保推進課	018-860-5127
6	山形県	子育て推進部 子育て支援課	023-630-2278
7	福島県	保健福祉部 子育て支援課	024-521-8205
8	茨城県	保健福祉部 子ども政策局 子ども未来課	029-301-3252
9	栃木県	保健福祉部 こども政策課	028-623-2070
10	群馬県	こども未来部 子育て・青少年課	027-226-2626
11	埼玉県	福祉部 少子政策課	048-830-3349
12	千葉県	健康福祉部 子育て支援課	043-223-2317
13	東京都	福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課	03-5320-4130
14	神奈川県	福祉子ども未来局 子ども未来部 次世代育成課	045-285-0341
15	新潟県	福祉保健部 少子化対策課	025-280-5215
16	富山県	厚生部 子ども支援課	076-444-3208
17	石川県	健康福祉部 少子化対策監室	076-225-1421
18	福井県	健康福祉部 子ども家庭課	0776-20-0342
19	山梨県	福祉保健部 子育て支援課	055-223-1456
20	長野県	県民文化部こども・家庭課	026-235-7098
21	岐阜県	健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課	058-272-8336
22	静岡県	健康福祉部 こども未来局 こども未来課	054-221-2037
23	愛知県	健康福祉部 子育て支援課	052-954-6248
24	三重県	子ども・福祉部 少子化対策課	059-224-2268
25	滋賀県	健康医療福祉部 子ども・青少年局	077-528-3557
26	京都府	健康福祉部 こども総合対策課	075-414-4581
27	大阪府	福祉部 子ども室 子育て支援課	06-6944-6678
28	兵庫県	健康福祉部 少子高齢局 こども政策課	078-362-3199
29	奈良県	健康福祉部 こども・女性局 子育て支援課	0742-27-8604
30	和歌山県	福祉保健部 福祉保健政策局 子ども未来課	073-441-2492
31	鳥取県	福祉保健部 子育て王国推進局 子育て応援課	0857-26-7570
32	島根県	健康福祉部 子ども・子育て支援課	0852-22-5793
33	岡山県	保健福祉部 子ども未来課	086-226-7348
34	広島県	健康福祉局 安心保育推進課	082-513-3174
35	山口県	健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課	083-933-2747
36	徳島県	県民環境部 次世代育成・青少年課	088-621-2201
37	香川県	健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課	087-832-3288
38	愛媛県	保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課	089-912-2412
39	高知県	教育委員会事務局 幼保支援課	088-821-4882
40	福岡県	福祉労働部 子育て支援課	092-643-3311
41	佐賀県	健康福祉部 男女参画・こども局 こども未来課	0952-25-7382
42	長崎県	福祉保健部 こども政策局 こども未来課	095-895-2684
43	熊本県	健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども未来課	096-333-2227
44	大分県	福祉保健部 こども未来課	097-506-2716
45	宮崎県	こども政策局 こども政策課	0985-44-2602
46	鹿児島県	くらし保健福祉部 子育て支援課	099-286-2778
47	沖縄県	子ども生活福祉部 子育て支援課	098-866-2457

平成 30 年 4 月末時点

## 保育士試験受験資格認定基準

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 9 第 4 号の認定を行うものとする。

（注）法令等の改正により、根拠規定が変更になっている場合でも、これまで対象となっていた施設・事業に従事していた期間は、引き続き従事期間として算定して差し支えない。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2 年以上かつ 2,880 時間以上児童等の保護又は援護に従事した者
  - (1) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園）
  - (2) 幼稚園（学校教育法第 1 条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む））
  - (3) 家庭的保育事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業）
  - (4) 小規模保育事業（法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業）
  - (5) 居宅訪問型保育事業（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業）
  - (6) 事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業）
  - (7) 放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業）
  - (8) 一時預かり事業（法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業）
  - (9) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育）を実施する施設
  - (10) 小規模住居型児童養育事業（法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業）
  - (11) 障害児通所支援事業（法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く））
  - (12) 一時保護施設（法第 12 条の 4 に規定する一時保護施設）
  - (13) 18 歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
    - ア 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設）
    - イ 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る））
  - (14) 法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは法第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
    - ア 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
    - イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
    - ウ 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 3 号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
    - エ 国、都道府県又は市町村が設置する法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
- 2 1 に掲げる施設等において 5 年以上かつ 7,200 時間以上児童等の保護又は援護に従事した者
- 3 前各号及び昭和 63 年 5 月 28 日厚生省告示第 163 号に定める者に準ずる者であって、都道府県知事が適当と認めた者